

# 相続ニュース

Vol.0081

2015年8月31日(月)

担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 固定資産税の評価

### はじめに

亡くなった方の固定資産税は、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。

この固定資産税は、市町村などが計算する税金で、土地建物の所有者が納める税金です。

所有者が税金計算することはないので、今回は概要を説明します。

### 固定資産税評価額

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。

### 税率

固定資産税の税率は、一律、課税標準額に対し、1.4%となります。ただし市町村の判断により、財政上、特に必要があるときはこれを上回った税率を課することもできます。

### 固定資産税が少なくなる？

下記のような場合は、税金が少なくなります。

#### ① 小規模住宅用地

住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡まで・・・評価額×1/6

#### ② 一般住宅用地

住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡を超え家屋の床面積の10倍まで・・・評価額×1/3

### 払わなくても良い？

固定資産税には、免税制度があります。

課税標準額が少ないと課税されません。具体的には、所有する土地、家屋それぞれの課税標準額が満たない場合です。

土地・・・30万円未満

家屋・・・20万円未満

### 固定資産税で不満があれば・・・

固定資産税で不満や不服がある場合は、固定資産税評価審査委員会に申出をして審査してもらう事が出来ます。ただし、通知から60日以内でないとできません。

詳細はASKまでご相談ください。

住宅用地の課税標準の特例

住宅用地の面積	固定資産税の課税標準	都市計画税の課税標準
小規模住宅用地 住宅1戸につき200㎡までの部分	評価額 × 1/6	評価額 × 1/3
一般の住宅用地 住宅1戸につき200㎡を超え、 住宅の床面積の10倍までの部分	評価額 × 1/3	評価額 × 2/3
その他 住宅の床面積の10倍を超える部分	特例なし	特例なし